令和４年度厚木市市民参加型
外部評価　対象事業一覧

日時　　　７月 24 日（日）13 時 00 分～

場所　　　あつぎ市民交流プラザ

　　　　　７階　ミュージックルーム１

対象事業

事業番号	事業名	実施日	開始予定時刻
1	高年齢者継続雇用奨励補助金	７月 23 日（土）	13：00～
2	親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金		14：00～
3	スポーツ協会補助金 スポーツ推進事業補助金		15：00～
4	コミュニティ保育推進事業補助金	７月 24 日（日）	13：00～
5	情報プラザ維持管理事業費		14：00～
6	生きがいセンター維持管理事業費・維持補修事業費		15：00～

令和４年度厚木市市民参加型外部評価について

1　評価の流れ

(1) 事業説明：担当課職員による事業概要の説明

(2) 質疑応答：事業概要の不明点等について担当課職員と行政改革調査委員会
　　　　　　外部評価部会委員（以下「外部評価委員」）の質疑応答
　　　　　　外部評価モニターの質疑応答

(3) 意見交換：外部評価委員間での意見交換（必要により再質問）

(4) 評　　価：各外部評価委員が評価結果とコメントを発表
　　　　　　その後、ファシリテーターによる外部評価モニターの評価結果と
　　　　　　コメントを発表

2　外部評価区分

「拡大」、「現行どおり」、「要改善」、「縮小」、「廃止」の５区分から評価

3　外部評価委員及びファシリテーター名簿　【50音順】

区分	氏名	選出区分等
外部評価委員	安達（あだち）　和年（かずとし）	学識経験者 [玉川大学講師]
	加賀谷（かがや）　努（つとむ）	学識経験者 [ソニーグループ株式会社渉外担当マネジャー]
	中村（なかむら）　健（けん）	学識経験者　※ファシリテーター [早稲田大学マニフェスト研究所事務局長]
	西尾（にしお）　隆（たかし）	学識経験者 [国際基督教大学教養学部特任教授]
	箕輪（みのわ）　允智（まさとし）	学識経験者 [東洋大学法学部准教授]
	宮崎（みやざき）　三男（みきお）	公募市民

4　御参加いただく皆さまへのお願い

- 写真、録画及び録音については御遠慮願います（メモは構いません）。
- 市広報等、報道関係者が入る場合がありますので御協力ください。

厚木市行政経営課行政経営係 / TEL 046-225-2160 / E-mail 0600@city.atsugi.kanagawa.jp

事業概要シートの補足説明について

1　人件費の考え方

・　算出方法は、
『厚木市の平均人件費※（行政職１種などの区分による）×関わった職員の仕事量』
※平均人件費とは
平均給与（職員に支給されるもの）＋事業者負担（年金や健康保険料の共済費）

・　関わった職員の仕事量は、職員１人の１年間の仕事量を 100 として、当該事務に費やす割合から算出する。

例）〇〇課に職員３人の場合
職員Ｘは事業Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４つの業務に携わっており、以下の割合で実施
職員Ｙは事業ＡとＢの２つの業務に携わっており、以下の割合で実施
職員Ｚは事業Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの５つの業務に携わっており、以下の割合で実施

	A 事業	Ｂ事業	Ｃ事業	Ｄ事業	Ｅ事業	１人の仕事量計
職員 X	**60**	20	10	10		100
職員 Y	**60**	40				100
職員 Z	**40**	20	20	10	10	100
計 （人工）	**160 (1.6)**	80 (0.8)	30 (0.3)	20 (0.2)	10 (0.1)	300 (3.0)

例）人件費の算定
職員の平均給与額（厚木市の場合は、838.8 万円×人工＝人件費）
A 事業の人件費は、838.8 万円×1.6 人≒ 1,342 万円
B 事業の人件費は、838.8 万円×0.8 人≒ 671 万円
C 事業の人件費は、838.8 万円×0.3 人≒ 252 万円
D 事業の人件費は、838.8 万円×0.2 人≒ 168 万円
E 事業の人件費は、838.8 万円×0.1 人≒ 84 万円
計 ≒ 2,517 万円

Ａ事業は、３人の職員がそれぞれ 60、60、40 の割合で分担し業務を担っているため、合計すると 160（1.6 人工）の仕事量となる。人件費は、838.8 万円（平均）×1.6 人工≒ 1,342 万円となる。

２　事業概要シート用語の説明

≪共通≫

- **補助金**…特定の事業に対し、地方公共団体等が公益上必要あると判断した場合に、対価なくして支出するもの
- **交付金**…法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託して、当該事務の報償のとして一方的に交付するもの
- **会計年度任用職員**…一会計年度を超えない範囲で任用される非常勤の職員
- **報償費**…会計年度任用職員の給与等
- **職員手当等**…会計年度任用職員の期末手当等
- **共済費**…会計年度任用職員の社会保険料等
- **需用費**…必要とされる物品の購入や修繕の費用（例：文具類の購入や光熱水費、修繕料等）
- **役務費**…通信運搬費（郵送料や電話料等）、手数料、損害保険料等
- **負担金**…法令又は契約等によって地方公共団体が負担することになっているもの
- **総合計画**…市が目指す将来都市像とこれを実現するための目標を定めたもので、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最高指針。令和３（2021）年度を始期とする「第 10 次厚木市総合計画」の将来都市像は、「自分らしさ輝く　希望と幸せあふれる　元気なまち　あつぎ」と定められている。
- **市民満足度調査**…市の施策や事業に関する市民の満足度及び重要度を調査し、集計・分析を行うことにより、今後の市政運営及び第９次厚木市総合計画の進行管理の基礎資料等とすることを目的として、無作為に抽出した 18 歳以上の市民を対象に毎年実施する調査（第 10 次総合計画においては「市民実感度調査」を実施。）
- **市民意識調査**…市民のまちづくりに対する考えや市民生活に密着した事項について、市民の意識や市民ニーズを把握するとともに、今後の市政運営等の基礎資料とすることを目的として、無作為に抽出した 18 歳以上の市民を対象に隔年で実施する調査
- **持続可能な開発目標（SDGｓ）**…平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

≪各事業≫

【5　情報プラザ維持管理事業費】

- **ＩＣＴ**…Information and Communications Technology の略。情報通信技術と訳され、コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどの総称
- **情報リテラシー**…情報機器等を使って目的の情報を取得したり、収集した情報を整理、活用したりする能力
- **デジタルデバイド**…地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差

【6　生きがいセンター維持管理事業費】

- **カーボンニュートラル…**温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロになる状態のこと。2050 年の達成を目指している。

MEMO

事業概要シート

担当部名	こども未来部	事業名 （子事業名）	厚木市コミュニティ保育推進事業補助金
担当課名	保育課		
担当係名	保育認定・給付係	根拠法令・例規・要綱等	厚木市コミュニティ保育推進事業補助金交付要綱
事業開始年度	昭和58年		

事業概要	
目的	市内で活動するコミュニティ保育グループに対して、必要な経費の一部を補助することで、親同士や子ども同士の交流を深める場を提供し、子育てに対する不安の解消を図るとともに、児童の健やかな成長を支援するものです。
対象	市内のコミュニティ保育グループ（２グループ）
事業詳細 （実施内容・実施手法等）	コミュニティ保育は、小さな子どもを持つ保護者が地域の中で自主的にグループをつくり、手作りの保育を行うものです。子どもに集団生活を経験させるとともに、保護者も子育てや社会についての知識を高めていける子育てコミュニティ保育の経費を補助することで活動を支援します。 1　実施奨励費（一般事務費、保育ボランティア等に対する謝礼等グループの運営のための経費） 2　家賃等施設費（コミュニティ保育活動拠点の家賃等の経費） 3　教材費（児童のための教材費） 4　遊具等の保守点検費（遊具等の保守点検に要する経費補助） 5　児童環境整備料（施設の修繕費の経費補助） 6　設備等整備費（グループ結成に必要とする経費（遊具、教具等の保育設備・備品の購入等）又は 　コミュニティ保育活動拠点の移転に伴う経費） 7　保険料（事故等に対する児童損害賠償責任保険、保護者損害賠償責任保険） 8　指導保育所奨励費（保育グループに対する相談、助言、指導等、具体的援助のための経費） 9　障害児保育推進費（障害児童の健全な社会性、情緒等の成長、発達の助長を図るために要する費用） 10　尿・ぎょう中卵検査料（児童のための健康管理費） 11　養成普及費（会場使用料、講師謝礼等、研修会開催のための経費） 　以上の経費を補助します。
事業の効果	必要な経費を補助することにより、円滑な運営が図られ、子育て環境の充実、保護者の子育てに関する知識や意識の向上につながります。
事業周知方法・内容	対象グループに通知（４月上旬頃発送） グループ活動については、保育のしおり、子育てガイド「大きくなーれ」等で周知

事業の全体像（フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明）

■補助金交付事務の流れ

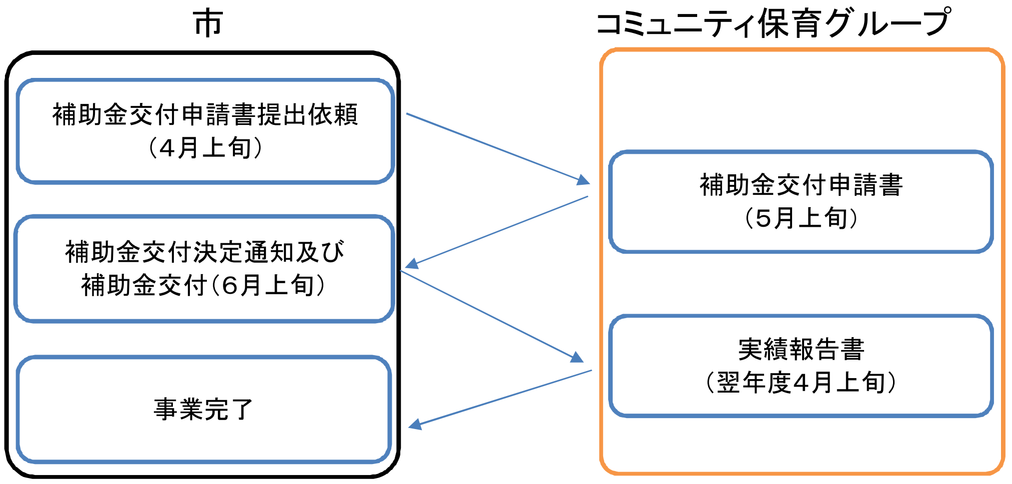

■コミュニティ保育グループとは

幼児期の子どもを持つ親たちが自分たちの中で子どもを預け合い、「自主保育、自主運営」をしている保育グループで市内で現在2つのグループが活動しています。

例えば、就学前の子どもを持つ親が、子どもに集団生活を経験させるとともに、自主育児についての知識や技術を高めていこうというものです。

また、一時利用の施設等とは違い、定期的に同じ親子同士で活動することで、子育ての不安や孤独感を解消する上で重要な役割を担っています。

■2つの保育グループの概要

名　　称：たんぽぽコミュニティ保育
活動拠点：厚木市林
対　　象：未就学児
保育時間：月～金　10時～12時まで

名　　称：自主保育グループ のびのび園
活動拠点：厚木市下古沢
対　　象：未就学児
保育時間：月・火・木・金　9時30分～14時30分まで

成果指標

指標名	参加児童数				
指標の説明	コミュニティ保育グループの参加児童数				
	単　位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標	人	60.0	45.0	45.0	30.0
実績		66.0	31.0	38.0	
達成率		110.0%	68.9%	84.4%	
指標備考	令和２年度及び３年度については、新型コロナウィルス感染症の影響により、参加児童数は減少しています。 【グループ数】令和元年度は４グループ、令和２年度及び３年度は３グループ、令和４年度は２グループ				

成果指標の推移グラフ

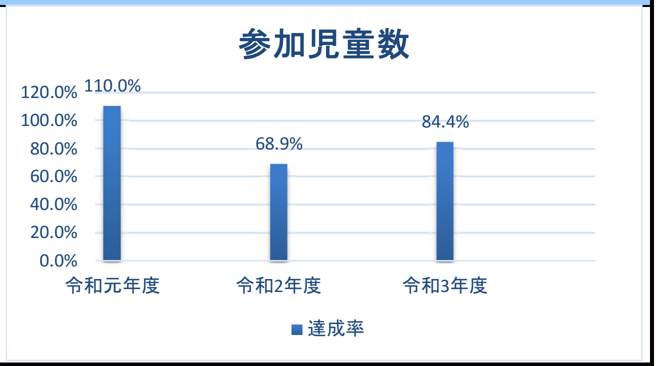

事　業　の　コ　ス　ト

コスト	単位	令和２年度（決算）	令和３年度（決算見込み）	令和４年度（予算）
事業費	千円	2,003	1,652	1,836
人件費		339	336	
経費総額		2,342	1,988	

人件費内訳

令和２年度人件費内訳（単位：千円）

行政職１	@ 8,481 ×	0.04	人	＝	339
行政職２	@ 8,987 ×		人	＝	0
消防職	@ 8,640 ×		人	＝	0
再任用	@ 3,688 ×		人	＝	0
会計年度任用職員	@ 1,164 ×		人	＝	0
その他	×		人	＝	0

令和３年度人件費内訳（単位：千円）

行政職１	@ 8,388 ×	0.04	人	＝	336
行政職２	@ 8,939 ×		人	＝	0
消防職	@ 8,668 ×		人	＝	0
再任用	@ 3,652 ×		人	＝	0
会計年度任用職員	@ 1,212 ×		人	＝	0
その他	×		人	＝	0

事業費及び財源内訳（千円）

年　度	総　額	一般財源	国県支出金	市債	その他
R02（決算）	2,003	2,003			
R03（決算見込み）	1,652	1,652			
R04（予算）	1,836	1,836			

事業費内訳

【令和４年度予算の内訳】
　負担金、補助及び交付金　1,836千円

①市民要望 ②社会的要請 ③課題

①「令和３年度市民満足度調査」では、回答者の76.9%が『子育て環境の充実』を重要視していると回答しています。

②国や民間会社の調査では多くの親がコロナ禍により、孤独感や心細さを感じており、その理由として「地域のコミュニティに参加できない」「ほかの子育て中のお母さんと交流できない」などが挙げられ、地域のコミュニティが子育ての不安を解消するうえで重要な役割を担っています。

③少子化に加え、新型コロナウイルスの影響での活動制限等で利用者が減り、コミュニティ保育グループが減っています。

上記課題等への対応や見直しの方向性

　コミュニティ保育グループからの要望（補助金の拡充、周知等）に基づき、補助項目等の見直しの研究をしていきます。
　また、市ホームページ、保育のしおり、子育て応援ガイドブックへの掲載や公共施設でのポスターの掲示等により引き続き周知を行います。

直近３か年以内の事業見直しの有無とその内容

見直しの有無	無

関連事業

・地域育児センター事業
・子育て支援センター（もみじの手）

Ｑ１	**補助金の対象となる２つの保育グループは施設を保有しているのか。**
Ａ１	施設は保有していません。 活動場所は賃貸物件で、１グループにつき月額家賃（100,000円を限度とする。）×1/2×月数を補助しています。
Ｑ２	**補助金の使途に利用者の飲食費は含まれているのか。**
Ａ２	含まれていません。
Ｑ３	**グループからの要望に関する具体的な内容とそれに対する市の対応状況は。**
Ａ３	【内容】 １　グループの運営維持のための経済的支援 ２　コミュニティ保育グループの周知依頼 ３　補助項目の拡充（障害児保育推進費の増額） 【対応】 １　補助金の継続 ２　市ホームページ、保育のしおり、子育て応援ガイドブックへの掲載や公共施設でのポスターの掲示等により周知 ３　対象児童１人につき月額7,000円→月額15,000円に増額（平成26年４月改正）
Ｑ４	**コミュニティ保育に利用者の自己負担はあるのか。**
Ａ４	【のびのび園】 入会費：10,000円 利用料：月3,000円程度 ※ 園児数により変動あり 【たんぽぽ】 利用料：１学期（１年を３学期に分けて活動）3,000円 ※ ２人目半額

Q５	**保育グループ数が減少しているが、最盛期のグループ数はどの程度あったのか。またグループ数が減少した理由は。**
Ａ５	昭和 58 年から補助金の交付が始まり、確認できる限りでは最盛期は４グループありました。 また、グループの減少理由は、少子化や共働き世帯の増加、新型コロナウイルスによる活動制限等により児童数が減少し活動終了となっています。 ・ひよこコミュニティ保育（令和２（2020）年活動終了） ・エンジェルコミュニティ保育（令和４（2022）年活動終了）
Q６	**保育グループ数は５年前からどう変化しているのか。**
Ａ６	令和４（2022）年：２グループ 令和３（2021）年：３グループ 令和２（2020）年：３グループ 令和元（2019）年：４グループ 平成 30（2018）年：４グループ
Q７	**減少した保育グループの地域は。**
Ａ７	鳶尾と依知です。
Q８	**昭和 58 年から同じ団体がずっと補助金を受けているのか。**
Ａ８	確認できる限りでは、同じ団体に補助金の交付をしています。
Q９	**保育グループで人間関係などの問題が起きたことはこれまでになかったのか。また、トラブル等があった場合、行政は介入しないのか。**
Ａ９	これまでに問題があったかどうかは把握していません。 また、トラブル等に市が介入することもありません。
Q10	**他にも団体はあるのか。ある場合は、補助金の対象にならないのか。**
Ａ10	他の団体は把握していませんが、補助金の要件を満たす場合は対象となります。

たんぽぽの方針

〇年齢にこだわらず、子供同士の繋がりや助け合い、個々では経験できない体験を通じて、豊かな心を伸ばしていく。

〇集団生活を通じて生活の決まり、つながり、ルールを守ることの大切さを学び、季節を感じられる行事や体験を仲間と共有する事で、豊かな心、感性を育成し、友情を深める。

〇親同士も話し合い共有し、見守り育んでいく。

〈令和３年度たんぽぽコミュニティ保育の活動〉

春…

四月からたんぽぽコミュニティの活動が始まります。進級の子、新規の子、そして今年産まれた小さなお友達、0歳～6歳まで、初めての集団行動、友達とのやりとり、誰かと遊ぶ事の楽しさや、助け合い、譲り合い、思いやりとお約束、ルールを楽しく学んでいけるよう、親達も良く話し合い見守っていきます。

お誕生日会

たんぽぽでは誕生日会があります！皆の前に出て座っている事もお友達をお祝いしてあげる事も幼い子供達にはお勉強です！
ウキウキで祝ってもらう子、ママの背中に隠れる子、恥ずかしそうにしてる子、様々ですが最後はママお手製の記念品をもらって笑顔になりました！

遠足

たんぽぽでは月に１度遠足があります。親同士で話し合い、その時の子供達に合わせた近隣公園などにいきます！様々な年齢の子供達、近しい年齢で共感する子、小さい子を気にかけてくれる少し大きい子、大きい子を慕って追いかける子、仲良しの子供達を親同士もあたたかい気持ちで見守ります！

思い出が増えるたび親子、親同士、子同士の絆も育ちますが、子供達は親以外の大人も頼っている姿が度々見られます。
元保育士さん、自然遊びが得意、虫探しが得意など様々なママの子育ては、子供達にも親達にもとても良い刺激になりました。感染症に詳しい元看護師のママからは家庭での消毒の注意点などのコロナ対策を学びました。

保護者の声

在園保護者の方より

Aさん(1歳息子、転勤者)

母子ともにお友達が欲しくてたんぽぽに参加しました！初の転勤で、地元を離れての生活、子どもと夜遅くまで2人きりという生活に不安と疲れが溜まっていましたが、みんなで子どもを見守っているという安心感と、アットホームな雰囲気も相まって、リラックスしてたんぽぽの時間を過ごせています。まだまだ知らない厚木のことも教えてもらっています！

息子も、"お友達と遊ぶ"ということを認識出来るようになり、いきいきと遊ぶようになりました(ᵕ̈)♪本当にたんぽぽに参加してよかったと思いますし、厚木にいる限り継続して参加していきたいと思います！

Bさん(2歳女の子ママ)

上の子が1歳7ヶ月の時に入会しました。
近所に同い年ぐらいの子も居なく、児童館や公園で出会うママさんやお子さんとはその場限りということが多かったので、なかなか友達も出来ず、いつも物足りなさを感じていました。

たんぽぽでは、定期的に同じお友達やママさんと会うことができ、一緒に行事や遊びをしたり、子育ての悩みや情報交換などをする中で、皆ととても仲良くなることができました。

下の子も8ヶ月で入会しましたが、幼稚園入園前の貴重な期間に子供達に色々な経験をさせてあげることができ、親子共々、とても楽しい時間を過ごせたので、たんぽぽに入会して本当に良かったと思っています。

卒園された保護者の方より

Cさん(1歳、3歳女の子ママ)

下の子が6ヶ月、上の子が2歳半の頃から約1年半姉妹で通っていました。最初は少し緊張していた娘も毎週顔を合わせるお友達に会えるのがすぐに楽しみになり、今日たんぽぽの日だよ～と言うと「たんぽぽ行くー！」とすぐに支度をしてくれました♪

みんなで園舎で仲良く遊んだり、季節の行事や遠足に行ったり、時にはおもちゃを取り合い泣いて学んだりしながら（笑）楽しい思い出がたくさんできました！

1番驚いたのが、いつの間にかお友達のママさんの膝の上で絵本を読んでもらっていたことです！信頼関係がある場所にいつでも遊びにこれるというとても幸せな環境で、私自身も娘達の成長を楽しく見守ることができました(^^)

Dさん(3歳女の子ママ)

幼稚園年少に入った２人目と2歳から約１年半タンポポで沢山遊びました。
１人目の時は児童館や公園など毎日どこに行こうか、、と迷いながら過ごした記憶があります。
タンポポでいつものお友達といつもの場所で会えることが、娘にも私にも楽しさだけでなく気持ちの安心もくれました。
お友達と遊ぶ楽しさやルールを感じることができたので、幼稚園でもお友達と楽しく遊んでいる様です。

のびのび園について

0歳から6歳（小学校就学前）の子どもを持つ親たちが、
幼稚園や保育園ではなく、古民家を借りて自分たちの中で子どもを預けあい、
「自主保育、自主運営をしている保育グループ」です。
専門家はおらず、保育と運営の両方を、親たち自らの手で行っています。
のびのび園は、豊かな自然の中で遊ぶことを大切にしながらも、
拠点となる園舎を持っています。

入園案内

対象年齢
0～6歳（就学前まで）
3歳までは親子で登園し、満３歳から
預け合いが可能です。

保育時間
月、火、木、金曜日の9：30～14：00
（水、土、日祝祭日はお休み）

保育者
親たちが交代で保育します。
専任の保育者はいません。

運営
親たち全員
代表者はいますが、責任者はいません。

おやこ広場募集

お母さんと一緒に参加する、
0歳から未就園児までのおともだちを
募集しています。
月曜日と木曜日の10時から12時まで、
のびのびっ子と遊びませんか？

自主保育グループ
のびのび園
厚木市下古沢１１
（八つ橋バス停から徒歩３分）
電話０４６－２４７－５８４９

見学、入園随時受付中

のびのび園の特色

わらべうた
月に一度、わらべうたの先生をお呼びしています。
季節ごとの行事も大切にしており、
折々で取り入れています。おはぎ作りに
お月見団子つくり、しめ縄作りなども
季節に合わせて子どもと楽しんでいます。

野山であそぶ
岩田山、鳶尾山、八菅山、高松山、日向山、
白山、七沢、大山登山など、
子どもたちの成長に合わせて山登りを楽しみます。
いなごとり、ザリガニ釣り、おたまじゃくしとり、
レンゲ畑散歩、休耕中の田んぼで泥遊びなど…
自然が教室です。

はたけしごと
園舎のすぐ隣には、のびのび畑が広がります。
種を植えて、収穫まで近くで成長を見守ります。
大根、サツマイモ、ジャガイモ、ラディッシュ、
トマト、かぶ、きゅうり、ベルピーマン、
里芋、枝豆…
昨年度は枝豆から味噌とずんだ餅作りに
挑戦しました。
園庭の梅の実で作った梅ジュースも
子どもたちの楽しみの一つです。

あそび
立派な遊具やおもちゃはありません。
あるのは自然だけです。
草や実や葉っぱが立派なお料理になり…
空き箱がお魚に変身し、風呂敷がドレスになる…
無いからこそ、子どもたちの想像力の翼が広がります。
のこぎりやトンカチを使って、
木工作業にも取り組んでいます。

お問い合わせはホームページからどうぞ！

自主保育グループ

のびのび園

＊＊のびのび園とは＊＊

のびのび園は、幼児期の子どもをもつ親たちが幼稚園や保育園ではなく、古民家を借りて自分たちの中で子どもを預け合い、「自主保育、自主運営をしている保育グループ」です。専門家はおらず、保育と運営の両方を、親たち自らの手で行っています。

恵まれた自然環境の中で「思いきり遊ばせたい！」「子ども同士の関わりの中で育ってほしい！」と願い、毛利台地域の母親たちを中心に「のびのび会」として発足し、１９９１年度に「のびのび園」と名称変更を経て、今年度で３９年目の活動が継続されています。

私たちの生活は物質的にも豊かになり便利にもなりましたが、地域の中での人間関係は希薄になり情報ばかりがあふれる中で子育てに戸惑いや孤独を感じる親が多くなっています。様々な価値観を持った親たちが話し合いを通してお互いを認め合い、より良い仲間として成長していくことを目指しています。

のびのび園は３～６歳を対象として活動してきましたが、０～３歳までの未就園児親子からのニーズもあり、4年ほど前から未就園児親子を対象とした「おやこ広場」を週2回実施しています。

また現在厚木市内だけではなく、相模原、伊勢原、平塚、愛川からもメンバーが集まり運営されています。

＊＊母の声＊＊

卒園母N.Sさん

のびのび園を選んだのは、親子で密に過ごしたかったから。のびのび園の良い点は、自分の子どもがどうやって友だちと遊んでいるか、直にみることができるし、色々なお母さんと知り合って、悩み相談をしたり、悩んでいたことが、全然大したことじゃない、と気づかされたりする所。のびのび母は、母としてのスキルが高い人がいっぱいで、母としての勉強もたくさんさせてもらいました。のびのび園で過ごせた事は、親子にとって、キラキラした貴重な時間でした。

在園母I.Sさん

子どもと一緒にいられるごく短い貴重な時間、その成長をできるだけ間近で見ていたいという思いで、自主保育をしているところを探していた時にのびのび園に出会いました。

はじめは幼稚園に入るまでの1年間のつもりで入ったのびのび園でしたが、誰に決められることもなく、好きなことを思う存分遊びこむのびのびっ子たちを見て、小学生になるための準備や練習のために幼稚園に行くことはないな～と思うように…。

のびのび園で過ごすうちに、息子だけでなく他の子の成長する姿を見られることも嬉しかったし、周りの母たちにいつも温かく息子の成長を見守り喜んでもらえることも本当に幸せなことだなぁと感じました。

9歳になった息子は、「のびのび園ってホントに楽しかったよね～」とふとした時に言っています。そんな言葉が聞けて、母ちゃんは本当に嬉しい！

そして今は娘がお世話になっています。園に集うみなさんに感謝です。

厚木市コミュニティ保育推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、コミュニティ保育推進事業を実施する者に対し、厚木市コミュニティ保育推進事業補助金を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５条）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コミュニティ保育　児童及び保護者の居住する区域及び近隣区域の児童の遊戯圏、生活圏、学校区（小学校区）のような地理的範囲を持つ近隣集団的な組織化の図れる生活共同体において実施される児童の保育をいう。

(2) 児童　就学前児童をいう。

(3) 保育リーダー　保育資格を有する者、幼稚園教諭免許を有する者その他市長が認める者をいう。

(4) 保育ボランティア　児童の保育について、地域の自主的な保育活動に理解があり、自ら保育についての知識や技術を高めていこうという熱意のある者をいう。

(5) 指導保育所　コミュニティ保育を実施するコミュニティ保育グループに対し、保育に関する相談、助言及び指導等具体的な援助を行う保育所をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、コミュニティ保育の実施に係る事業（以下「保育事業」という。）又はコミュニティ保育の普及に係る事業（以下「普及事業」という。）のいずれかを行う者とする。

（保育事業）

第４条　補助金の交付を受けることができる保育事業は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 児童の保護者がコミュニティ保育グループをつくり、保育リーダーの指導及び保育ボランティアの援助を受けながら屋内又は屋外の施設で直接コミュニティ保育を実施すること。

(2) 児童数が10人以上60人以内であること。ただし、厚木市在住の児童が５人以上在籍していること。

(3) 保育期間が年間連続して３箇月以上であること。

(4) 保育日数が１週間当たり２日以上であること。

(5) 保育時間が１日当たり２時間以上であること。

(6) コミュニティ保育グループの保育期間において、指導保育所の助言及び指導を受けられること。

（普及事業）

第５条　補助金の交付を受けることができる普及事業は、児童の保護者の保育意識の啓発等又は保育ボランティアの養成等のためにコミュニティ保育グループが行う５日以上の研修会とする。

（補助額）

第６条　補助金の交付対象となる経費及び補助金の算定方法は、別表に規定するとおりとする。

（申請書の提出期日）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニティ保育推進事業補助金交付申請書（第１号様式）により、毎年５月10日までに市長に提出しなければならない。

（事業の計画変更等）

第８条　補助金の交付を受けた申請者は、保育事業又は普及事業（以下これらを「補助事業」という。）の内容又は経費の配分に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申

請書（第２号様式）に変更内容を証明するものの写しのほか、必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。
２　補助金の交付を受けた申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
（事業実績の報告）
第９条　補助金の交付を受けた申請者は、当該会計年度終了後30日以内にコミュニティ保育推進事業実績報告書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。
（補助金の交付時期）
第10条　補助金の交付時期は、６月とし、事業の完了前に全部交付するものとする。
（帳簿類の保存）
第11条　補助金の交付を受けた申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から５年間保存しなければならない。
（補助金の返還）
第12条　市長は、補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は変更し、当該申請者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
(1) 補助条件に違反したとき。
(2) 第８条に規定する計画変更等が生じたとき。
(3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

附　則
この要綱は、昭和58年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、昭和59年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、昭和60年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、昭和62年５月１日から施行し同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成７年６月30日から施行し同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成11年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成12年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成13年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成15年５月１日から施行し同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成16年５月１日から施行し同年４月１日から適用する。
附　則

この要綱は、平成18年５月１日から施行し同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年５月１３日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

事業名	経費名	対象経費	算定方法（限度額）
保育事業	実施奨励費	印刷広報事務費、一般事務費、保育リーダー、保育ボランティアに対する謝礼等グループの運営のための経費	１グループにつき年額 児童30人以下　100,000円 児童31人~60人 150,000円 ＋(3,000円×対象児童数)
	家賃等施設費	コミュニティ保育活動拠点の家賃（管理費、共益費、消費税等を含む。）等の経費	１グループにつき年額 月額家賃（100,000円を限度とする。）×1/2×月数
	教材費	児童のための教材費	１グループにつき年額 1,800円×対象児童数（4歳未満） 2,500円×対象児童数（4歳以上）
	遊具等の保守点検費	遊具等の保守点検に要する経費補助	１グループにつき年額 25,000円
	児童環境整備料	施設の修繕費等の経費補助	１グループにつき年限度額 150,000円
	設備等整備費	グループ結成に必要とする経費又はコミュニティ保育活動拠点の移転に伴う経費（遊具、教具等の保育設備・備品の購入等）	１グループ結成時 300,000円（初年度のみ） 活動拠点移転時 300,000円
	保険料	コミュニティ保育の実施中の事故等に対する児童損害賠償責任保険	児童１人につき 840円×対象児童数 保護者１人につき 600円×参加保護者数
	指導保育所奨励費	コミュニティ保育の実施する保育グループに対する相談、助言、指導等、具体的援助のための経費	１指導保育所につき月額 5,000円×実施期間（月数）
	障害児保育推進費	障害児童の健全な社会性、情緒等の成長発達の助長を図るために要する費用	障害児等の認定を受けた児童数×（月額）15,000円
	尿・ぎょう虫卵検査料	児童のための健康管理費	１グループにつき年額 158円×対象児童数（３歳未満） 428円×対象児童数（３歳以上）
普及事業	養成普及費	会場使用料、講師謝礼等、研修会開催のための経費	１グループにつき年額 100,000 円

備考１　対象児童数は、市内に住所を有する在籍児童数とする。基準日は、当該年度の４月１日とし、障害児保育推進費は各月初日とする。

２　障害児等の認定に当たっては、障害児に関する専門の機関又は専門医等の意見を聞くものとする。

３　各経費の対象経費の支出額が限度額を下回るときは、実際に支出した対象経費を補助額とする。

事業概要シート

担当部名	政策部	事業名（子事業名）	情報プラザ維持管理事業費
担当課名	情報政策課		
担当係名	地域情報推進係	根拠法令・例規・要綱等	厚木市立情報プラザ条例（平成10年12月25日条例第24号）
事業開始年度	平成10年度		

事業概要

目的	市民の情報通信に関する理解を深めるとともに、安全で快適に厚木市情報プラザを利用できるよう、適正な施設管理を行うことで、情報化社会の実現に向けた市民の積極的な情報通信の活用を促進し、もって地域の情報化に寄与するものです。
対象	市内在住、在勤、在学の方
事業詳細（実施内容・実施手法等）	厚木アクストメインタワー２階 厚木市情報プラザ（厚木市岡田3050番地）において、情報通信に関する学習等を行う団体への貸館やパソコン講座等を開催することで、市民の情報化社会への対応を支援するとともに、情報プラザの適正な維持管理に努めているほか、マルチメディアボランティアと連携した事業の実施について推進を図っています。 <u>１　パソコン講座等の実施</u> ・月12回を目安に年144回のパソコン講座等を開催 　例）初心者向け文書作成講座、シニア向けインターネット安全教室、子ども向けプログラミング講座 ・令和３年度は18講座を50回実施し、141人が参加（延べ365人） 　※予定講座数は62講座。内44講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 <u>２　貸館業務</u> ・デジタル工房（定員17人）、ミニデジタル工房（定員７人）の貸出を実施 ・令和３年度の利用団体は３団体（うち２団体は代表者共通）のみ
事業の効果	初心者や子ども、高齢者に向けたパソコン講座等を開催することで、市民の情報化社会への対応を支援しています。
事業周知方法・内容	パソコン講座については、毎月15日号の広報あつぎに募集案内を掲載しているほか、チラシの作成及び配布、市ホームページへの掲載を行うことで、周知しています。 また、貸館については、随時情報プラザで受け付けています。

事業の全体像（フロー図、写真などを用いて事業の様子を視覚的に説明）

情報プラザ　所有床面積　計688.27㎡

体験ゾーン（メディアパーク）　　研修ゾーン（教室・貸館）

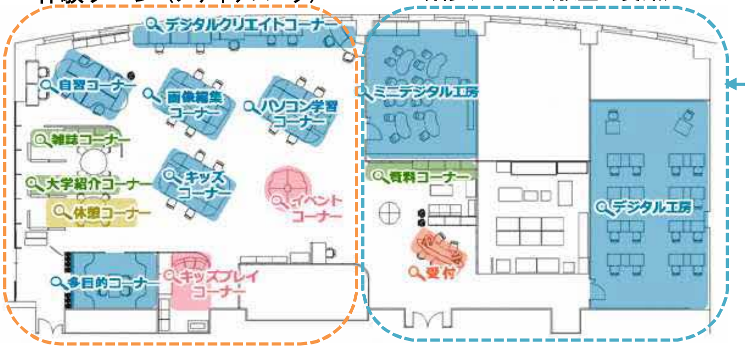

開設当初、体験ゾーン「メディアパーク」を設置していましたが、情報機器の普及に伴い、平成25年度末に廃止をし、跡地については、平成31年３月から保育施設設置のために貸付けを行い、令和元年８月に厚木ココテラス保育園が開設されています。

研修ゾーンにはデジタル工房とミニデジタル工房があり、パソコン教室や貸館施設として運営をしています。研修ゾーンは国の電気通信格差是正事業費補助金を活用し整備しており、補助対象は312.91㎡で全体の45.46%となっています。

ＩＴ基礎技能の習得等を目的に、主に初心者及び中級者等を対象にパソコン講座やインターネットを安全に利用するためのセキュリティ等に関する講座をデジタル工房にて実施しています。
講座１回当たりの時間は２時間とし、９時50分から11時50分まで又は13時10分から15時10分を基本に、定員12人前後で開催していますが、参加人数は減少傾向にあります。
貸館については、ミニデジタル工房は１時間当り410円、デジタル工房は１時間当り1,030円で貸出していますが、令和3年度の利用団体は３団体のみで、月に１～２回程度の利用に留まります。

【利用者数】（人数）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
貸館	50	187	306	896	2,990	3,378	3,772	4,608	4,339	4,583	4,455	4,526
講座	867	4,945	3,348	3,960	5,274	4,411	2,727	2,689	2,674	2,195	3,053	2,980
合計	917	5,132	3,654	4,856	8,264	7,789	6,499	7,297	7,013	6,778	7,508	7,506

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
貸館	4,448	4,418	4,627	4,285	3,986	4,205	4,265	3,716	3,463	2,680	800	1,261
講座	2,709	2,548	2,010	1,696	1,869	1,575	1,535	1,472	1,369	1,125	475	365
合計	7,157	6,966	6,637	5,981	5,855	5,780	5,800	5,188	4,832	3,805	1,275	1,626

成果指標

項目	内容
指標名	パソコン講座参加人数
指標の説明	パソコン講座各回の定員（年間合計）に対しての参加人数（年間合計）。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した講座は含みません。

	単　位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
募集定員	人	1, 940	560	500	1, 728
参加人数	人	1, 125	475	365	
達成率		58. 0%	84. 8%	73. 0%	

指標備考

令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を減らして募集を行っております。なお、令和２年度、令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した回が多数あり、該当回は募集定員の計算に含んでおりません。
また、令和４年度募集定員については、現時点で新型コロナウイルス感染症拡大防止のための中止は見込まずに計算しています。

成果指標の推移グラフ

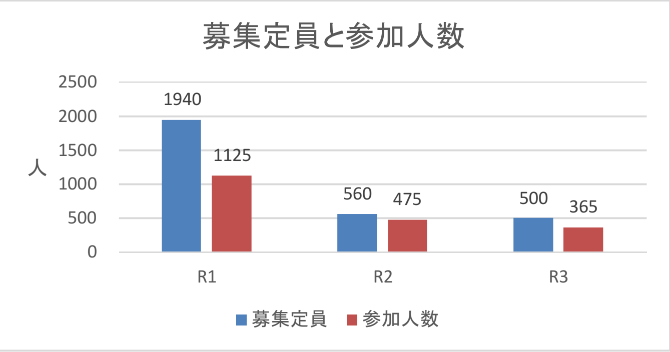

事　業　の　コ　ス　ト

コスト	単位	令和２年度（決算）	令和３年度（決算見込み）	令和４年度（予算）
事業費	千円	25, 087	27, 188	36, 394
人件費	千円	11, 025	10, 904	
経費総額	千円	36, 112	38, 092	

人件費内訳

令和２年度人件費内訳（単位：千円）

職	単価	×	人数	=	金額
行政職１	@ 8, 481	×	1. 30 人	＝	11, 025
行政職２	@ 8, 987	×	人	＝	0
消防職	@ 8, 640	×	人	＝	0
再任用	@ 3, 688	×	人	＝	0
会計年度任用職員	@ 1, 164	×	人	＝	0
その他		×	人	＝	0

令和３年度人件費内訳（単位：千円）

職	単価	×	人数	=	金額
行政職１	@ 8, 388	×	1. 30 人	＝	10, 904
行政職２	@ 8, 939	×	人	＝	0
消防職	@ 8, 668	×	人	＝	0
再任用	@ 3, 652	×	人	＝	0
会計年度任用職員	@ 1, 212	×	人	＝	0
その他		×	人	＝	0

事業費及び財源内訳（千円）

年　度	総　額	一般財源	国県支出金	市債	その他
R02（決算）	25, 087	15, 297	0	0	9, 790
R03（決算見込み）	27, 188	17, 616	0	0	9, 572
R04（予算）	36, 394	26, 726	0	0	9, 668

事業費内訳

【令和４年度予算の内訳】
（歳入）
情報プラザ建物貸付収入　7, 694千円　　その他雑入　1, 950千円（厚木アクスト賃料等収入、講座参加費など）
雇用保険料受入金　24千円　　合計　9, 668千円
（歳出）

報償費	8, 336千円	旅　費	599千円	委託料	3, 921千円
職員手当等	1, 668千円	需用費	158千円	使用料及び賃貸料	6, 249千円
共済費	1, 433千円	役務費	217千円	負担金、補助金及び交付金	13, 813千円
合計	36, 394千円				

①市民要望 ②社会的要請 ③課題

①「情報化に関する市民アンケート（令和元年度実施）」では、コンピュータやＩＣＴの利用に必要な知識の習得方法について、行政等の講座で習得すると回答したのは回答者のうち5. 4%に留まり、情報プラザで開催しているパソコン講座等の参加者も減少傾向にあります。また、中心市街地から離れており、場所が遠く不便であるとの声もあります。なお、パソコンを設置したデジタル工房等の貸館利用についても、令和３年度は３団体のみが利用している状況です。

②総務省が毎年実施している通信利用動向調査によると、2016年を境にスマートフォンの世帯保有率がパソコンの世帯保有率を上回る結果となりました。また、インターネット利用端末として用いられている機器の割合でもスマートフォンが最も高く、モバイル端末によるインターネット利用が拡大しています。

③様々な情報機器の普及や社会環境の変化に伴い、行政が行う講座等への需要が減少していく一方、ごく一部で発生するであろう情報リテラシーの格差に対し、行政としてどのように対応していくのかが課題であると考えます。

上記課題等への対応や見直しの方向性

スマートフォンの普及率の増加や情報リテラシーの格差に対する取組として、スマートフォンの基本操作や行政が発信する情報等を受け取るための講座の開催を検討していきます。また、より多くの市民の皆様が参加できるように情報プラザ以外で講座を実施することに加え、情報プラザの施設の在り方についても併せて検討をしてまいります。なお、情報プラザは開設に当たり、総務省の電気通信格差是正事業費補助金の交付を受けています（交付額は143, 594千円、うち床取得に係る補助金額84, 964千円）ので、仮に情報プラザを廃止するとした場合は、国庫補助金の返還が生じますが、返還額については情報プラザに代わる情報格差是正事業の内容によって決まるため、現時点では未定となっています。

直近３か年以内の事業見直しの有無とその内容

見直しの有無：有

・情報化に係る施策の方向性を検討するための、情報通信機器の利活用等に係るアンケート調査の実施
・公民館でのスマートフォン教室の開催
・情報プラザ施設の在り方の検討

関連事業

地域情報化推進事業費（スマートフォン講座の支援など）

Ｑ１	**国庫補助金の制限期間はいつまでなのか。**
Ａ１	補助金の交付を受けた床の処分制限期間（耐用年数）は最長50年で、令和31年となります。令和4年2月時点で残期間は27年となっています。※ 平成11年2月に供用開始
Ｑ２	**国庫補助金の返還に係る条件は何か。**
Ａ２	厚木アクストビル２階に情報プラザを開設するに当たり、補助金を活用し２階の床を購入しましたので、処分制限期間内に情報プラザを廃止したり、床売却又は転用したしたりする場合は、原則国庫補助金の返還が生じます。 所有面積は、688.27 ㎡（①事務所 663.95 ㎡ ②倉庫 24.32 ㎡）であり、補助対象面積は 312.91 ㎡（取得面積全体の45.46％）となっています。 また、返還額については、情報プラザに代わる情報格差是正事業の内容によって決まるため、現時点では未定となっています。
Ｑ３	**施設を廃止した場合、本事業費は予算計上が不要（０円）になるのか。**
Ａ３	情報プラザ廃止後も床部分を市の財産として所有し続けた場合は、アクストビルのオーナーとしてビルの維持管理・補修費、ビルや駐車場の土地賃借料などの経費が継続して発生します。 また、情報プラザに代わる情報格差是正事業を実施する場合は、加えてその事業費が発生します。
Ｑ４	**パソコン等機器の導入時期はいつか。**
Ａ４	現在のパソコン等機器は令和２年12月１日から５年間のリース契約を行っています（終了は令和７年11月末）。

Q５	**パソコン等機器の買替え等の予定はあるか。**
Ａ５	パソコン等機器については、令和７年 11 月末までのリース契約（長期継続契約）を結んでいます。現時点において、買替え等の予定はありません。
Q６	**令和４年度の事業費予算を増額している理由は。**
Ａ６	令和３年度の予算額と比較すると約 300 万円の増額となります。 増額の理由はパソコン講座開催業務委託に係る費用の増額、厚木アクスト修繕に係る負担金の増額となっています。
Q７	**需要は減っているのに、予算額は例年と同規模なのか。**
Ａ７	厚木アクストのオーナーとして負担する修繕費や維持管理に係る経費が多く、情報プラザの需要の有無に関わらず、予算額は例年同規模となります
Q８	**「駐車場船子 10 台」は、何に使用しているのか。**
Ａ８	情報プラザ利用者のための駐車場です。
Q９	**ホームページ以外で講座の案内を出さないと高齢者が情報を取得するのは難しいのではないか。**
Ａ９	講座開催内容の案内については、ホームページのほか、広報あつぎへの掲載、公民館等の公共施設へのチラシの配架を行っています。
Q10	**高齢者向けの教室が多いならば、アクセスが大事だと思うが、バスなどは出ているのか。**
Ａ10	厚木バスセンター、本厚木駅南口から厚木アクストまでのバスが民間事業者によって運行されています。

情報プラザについて

1　情報プラザ詳細

（1）場　　所　　厚木アクスト　２階（厚木市岡田 3050 番地）

（2）開館時間　　平日　　　９時から 19 時まで
　　　　　　　　土休祝日　９時から 17 時まで

（3）休 館 日　　年末年始（12 月 29 日から１月３日）
　　　　　　　　厚木アクスト法定点検実施日

2　講座

月 12 回実施し参加費は１回 500 円。１回２時間。各回最大 12 人受講可能。
※開催回数等内容によって変動あり。

3　駐車場について

情報プラザ利用者専用の駐車場を２箇所（計 12 台）設置しています。

○ アクスト船子駐車場
　駐車場番号： No. １から No. 10　（10 台分）

○ ＧＰ１駐車場
　駐車場番号： Ｖ４、Ｖ５　（２台分）

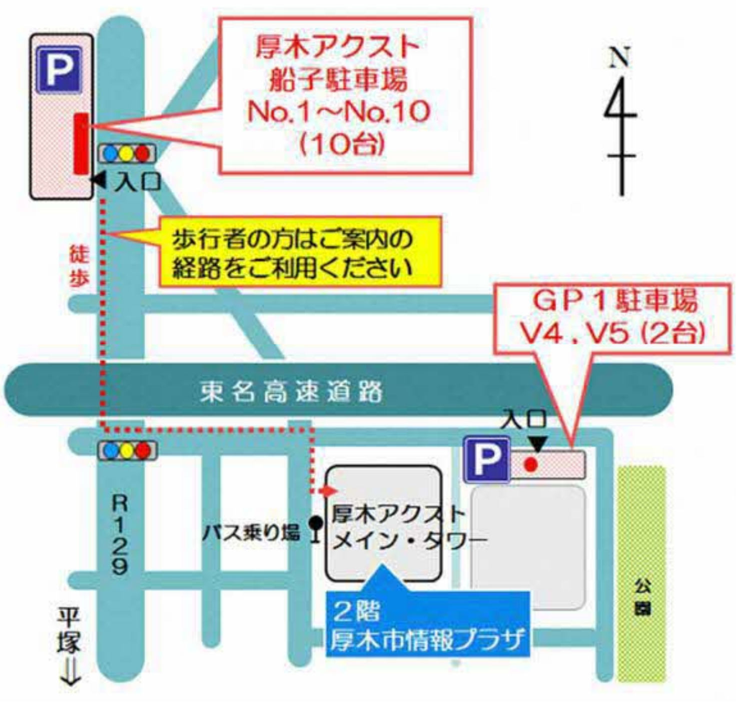

4　地図

【あつぎのきほんから抜粋】

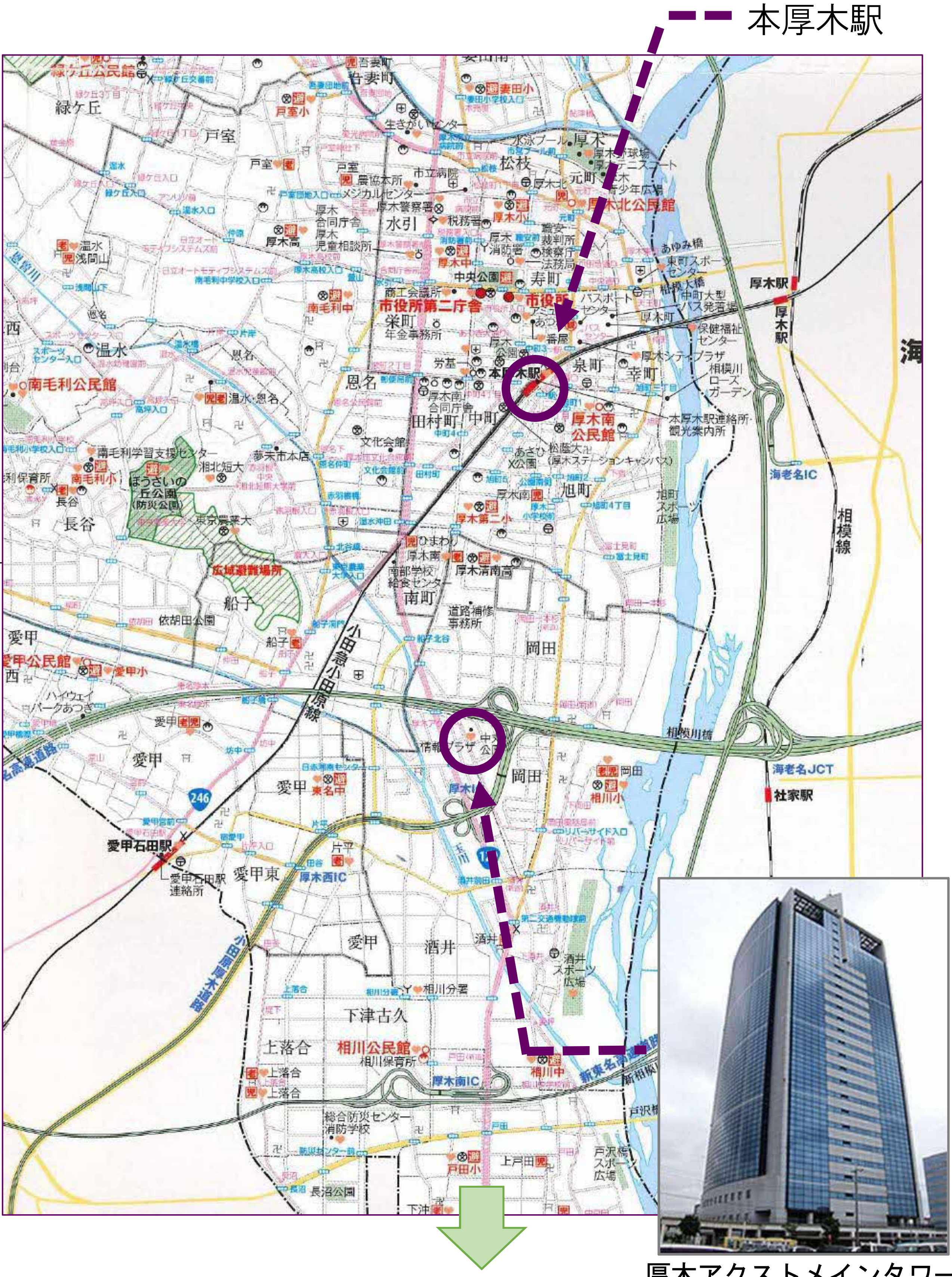

厚木アクストメインタワー
２階　情報プラザ

厚木市情報プラザ

１　施設の概要について

(1) 設置目的

市民の情報通信に関する理解を深めることにより、情報化社会の実現に向けて市民の積極的な情報通信の活用を促進し、もって地域の情報化に寄与するため。

(2) 設置根拠

厚木市立情報プラザ条例（平成10年12月25日条例第24号）

(3) 所在地と交通手段

厚木市岡田3050番地

ア　バス

厚木バスセンター（朝９時台まで）又は本厚木駅南口（朝 10 時以降）から「厚木アクスト」行きバス終点下車。

運賃は、片道大人 200円、子ども100円（土日祝日50円）。

イ　車

本厚木駅から 12 分（東名高速道路厚木インターチェンジから 1 分）

(4) 施設概要

・使用面積　26階建てアクストメインタワーの２階部分

・専用面積　688.27 ㎡

・貸出利用　デジタル工房、ミニデジタル工房

２　施設運営に伴う経費（令和３年度）

情報プラザ維持管理事業　令和３年度決算見込額　27,187,945円

(1) 厚木アクストオーナーとしての経費

内　訳	支出額（円）
火災保険料・施設賠償責任保険料	14,385
アクストビル土地賃借料	2,742,408
地区管理負担金(修繕等の負担金を含む。)	9,670,281
合　計	12,427,074

(2) 事務室の設置に伴う経費

内　訳	支出額（円）
CATV 利用料・NHK 受信料	57,446
複写機賃借料	31,773
ビジネスホン賃借料	21,727
電話料（通話料・回線料）	31,819
駐車場（ＧＰ1：２台、船子:10 台）	2,104,080
合　計	2,246,845

(3) 情報プラザ事業に必要な経費

内　訳	支出額（円）
報酬（会計年度任用職員）、共済費、賃金	9,994,731
消耗品	113,694
パソコン講座用インターネット回線	139,931
パソコン講座業務委託、ネットワーク関連保守	2,265,670
合　計	12,514,026

(4) 収入

内　訳	収入額（円）
情報プラザ建物貸付収入	7,694,011
厚木アクストビル共用部一部使用料	1,634,758
情報プラザ貸館使用料	26,360
情報プラザ消耗品収入	360
情報プラザ講座参加費	195,000
合　計	9,550,489

３　情報プラザの利用について

ＩＴ基礎技能の習得等を目的に、主に初心者及び中級者等を対象にパソコン講座やインターネットを安全に利用するためのセキュリティ等に関する講座をデジタル工房にて実施しています。講座１回当たりの時間は２時間とし、定員 12 人で開催していますが、参加人数は減少傾向にあります。

また、貸館については、ミニデジタル工房は１時間当たり 410 円、デジタル工房は１時間当たり 1,030 円で貸出しています。パソコンの手ほどき等を行っているボランティア団体以外の一般利用団体は令和３年度時点で３団体のみで、月に１～２回程度の利用に留まります。

（人数）

年度	貸館	講座	合計
H10	50	867	917
H11	187	4, 945	5, 132
H12	306	3, 348	3, 654
H13	898	3, 960	4, 856
H14	2, 990	5, 274	8, 264
H15	3, 378	4, 411	7, 789
H16	3, 772	2, 727	6, 499
H17	4, 608	2, 689	7, 297
H18	4, 339	2, 674	7, 013
H19	4, 583	2, 195	6, 778
H20	4, 455	3, 053	7, 508
H21	4, 526	2, 980	7, 506

年度	貸館	講座	合計
H22	4, 448	2, 709	7, 157
H23	4, 418	2, 548	6, 966
H24	4, 627	2, 010	6, 637
H25	4, 285	1, 696	5, 981
H26	3, 989	1, 869	5, 855
H27	4, 205	1, 575	5, 780
H28	4, 265	1, 535	5, 800
H29	3, 716	1, 472	5, 188
H30	3, 463	1, 369	4, 832
R1	2, 680	1, 125	3, 805
R2	800	475	1, 275
R3	1, 261	365	1626

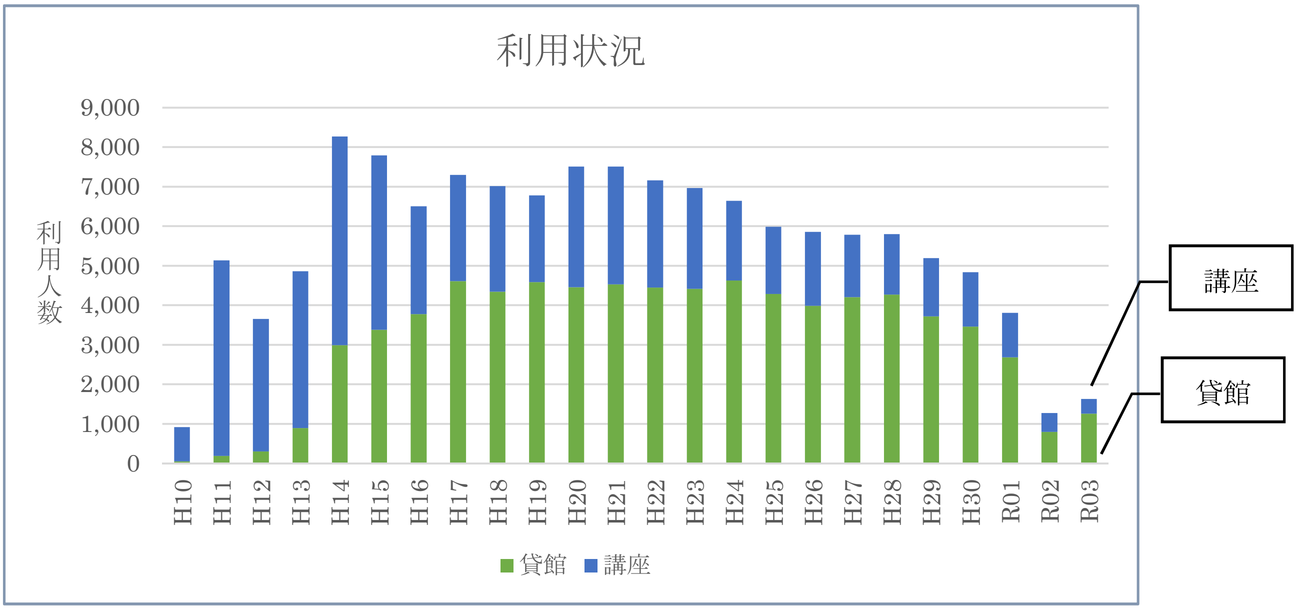

≪参考≫世帯の主な情報通信機器の保有状況の推移

令和３年度総務省通信利用動向調査では、世帯の主な情報通信機器の保有状況は、スマートフォンが 88.6%と最も高く、次いでパソコンが 69.8%となっています。　平成 22 年以降スマートフォン、タブレットが登場し、保有率が急激に伸びている一方で、パソコンの保有率は平成 11 年の 37.7%から増加したものの、平成 21 年の 87.2%をピークに減少傾向にあります。

今後もスマートフォンの保有率の増加に合わせ、パソコンの保有率は減少していくものと予想されることから、講座の内容についてもスマートフォン関連講座の需要が高まり、パソコン講座の需要は少なくなっていくものと想定されます。

主な情報通信機器の保有状況の推移（世帯）

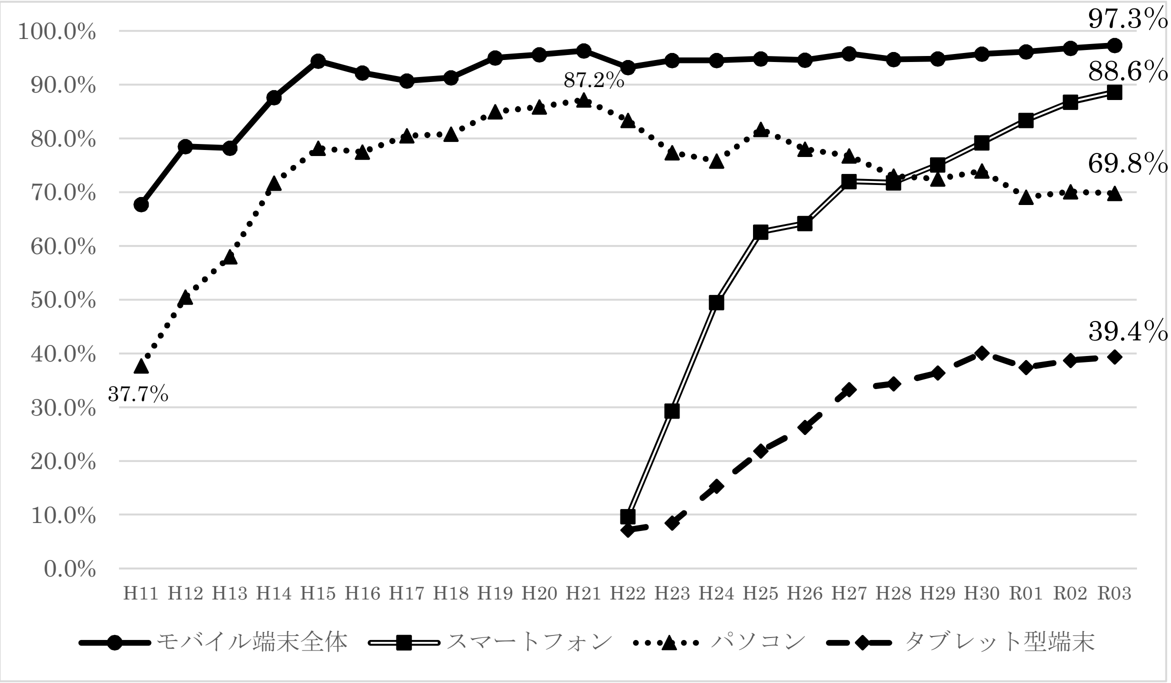

※　「モバイル端末全体」には携帯電話・ＰＨＳと、平成 21 年から平成 24 年までは携帯情報端末（PDA）、平成 22 年以降はスマートフォンを含む。

令和2年度パソコン講座開催実績

月	講座名	回数	定員	参加者実数		延参加者数	
4月	初心者向け表計算スキルアップ講座						
	初心者向けWindows10活用講座						
	初心者向け文書作成・表計算講座						
5月	中級者向け表計算講座						
	初心者向け文書作成スキルアップ講座						
	初心者向けインターネット活用講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
	初級・中級者向けフォトアルバム作成講座						
6月	初心者向け表計算スキルアップ講座						
	中級者向け文書作成講座						
	初心者向け文書作成・表計算講座						
	初心者向け写真データ活用講座						
7月	中級者向け文書作成講座	4回	8	6	22	24	56
	初心者向けカレンダー作成講座	1回	8	2		2	
	初級・中級者向けフォトアルバム作成講座	3回	8	6		16	
	初心者向け写真データ活用講座	2回	8	8		14	
8月	未経験者向けパソコン講座	4回	8	7	28	25	75
	初心者向け文書作成講座	3回	8	6		16	
	初心者向け表計算講座	3回	8	7		19	
	初級・中級者向けデジタル写真活用講座	2回	8	8		15	
9月	中級者向け文書作成講座	4回	8	8	24	32	88
	中級者向け表計算講座	4回	8	8		32	
	初心者向け表計算スキルアップ講座	3回	8	8		24	
10月	初心者向け文書作成スキルアップ講座	3回	8	8	30	23	79
	中級・上級者向け表計算講座	3回	8	8		23	
	初心者向けプレゼンテーションソフト体験講座	3回	8	6		17	
	未経験者向けタッチタイピング・ファイル整理講座	2回	8	8		16	
11月	初級・中級者向けフォトアルバム作成講座	3回	8	8	39	24	97
	初心者向け年賀状作成講座	3回	8	8		23	
	初心者向け年賀状作成講座	3回	8	7		20	
	中級・上級者向け文書作成講座	3回	8	8		22	
	初心者向け名簿・住所録作成講座	1回	8	8		8	
12月	初心者向けインターネット活用講座	2回	8	8	32	13	76
	初級・中級者向けデジタル写真活用講座	3回	8	8		24	
	初心者向け表計算講座	3回	8	6		17	
	初心者向け表計算スキルアップ講座	3回	8	6		18	
	初心者向けカレンダー作成講座	1回	8	4		4	
1月	未経験者向けパソコン講座	1回	8	4	4	4	4
	中級者向け表計算講座						
	中級・上級者向け表計算講座						
	未経験者向けビデオ通話体験講座						
2月	中級・上級者向け表計算講座						
	未経験者向けタッチタイピング・ファイル整理講座						
	初心者向け文書作成講座						
	中級・上級者向け文書作成講座						
	子ども向けプログラミング講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
	未経験者向けビデオ通話体験講座						
3月	初心者向け表計算講座						
	未経験者向けビデオ通話体験講座						
	中級者向け文書作成講座						
	子ども向けプログラミング講座						
	子ども向けプログラミング講座						
	シニア向けインターネット安全教室						
合計	延べ 52講座 （実施 26講座、中止 26講座）	70回		179	179	475	475

令和3年度パソコン講座開催実績

月	講座名	回数	定員	参加者実績		延参加者数	
5月	表計算講座						
	ビデオ通話体験講座①						
	ビデオ通話体験講座②						
	文書作成講座						
	表計算講座						
	フォトアルバム作成講座						
	インターネット安全教室						
6月	文書作成スキルアップ講座						
	ビデオ通話体験講座						
	ビデオ通話体験講座						
	シニア向けインターネット安全教室						
	文書作成講座						
7月	文書作成・表計算速習講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ※4月は募集自体も行っていない					
	ビデオ通話体験講座						
	シニア向けインターネット安全教室						
	タブレット体験講座						
	カレンダー作成講座						
	文書作成ソフトでお知らせ文書作り講座						
8月	パソコン講座						
	文書作成講座						
	表計算講座						
	デジタル写真活用講座						
9月	パソコン講座						
	文書作成講座						
	表計算講座						
	デジタル写真活用講座						
10月	表計算講座	4回	8	8	36	30	87
	文書作成講座	4回	8	8		30	
	インターネット安全教室	1回	8	8		8	
	カレンダー作成講座	1回	8	4		4	
	ビデオ通話体験講座	2回	8	8		15	
11月	フォトアルバム作成講座	2回	8	8	31	14	74
	年賀状作成講座	3回	8	7		21	
	タッチタイピング・ファイル管理講座	2回	8	4		8	
	年賀状作成講座	3回	8	4		10	
	表計算講座	3回	8	8		21	
12月	文書作成講座	3回	12	12	52	34	116
	文書作成講座	3回	12	6		18	
	ビデオ通話体験講座	2回	12	11		19	
	表計算講座	3回	12	12		34	
	シニア向けインターネット安全教室	1回	12	11		11	
1月	表計算講座	4回	12	2	22	7	88
	文書作成・表計算速習講座	7回	12	9		61	
	タブレット体験講座	2回	12	11		20	
	文書作成実習講座（ラベル編）	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
	シニア向けインターネット安全教室						
2月	表計算講座						
	表計算講座（午前開催）						
	表計算講座（午後開催）						
	文書作成講座						
	シニア向けインターネット安全教室						
	プログラミング講座（午前開催）						
	プログラミング講座（午後開催）						
3月	文書作成講座						
	ビデオ通話体験講座						
	表計算演習講座（住所録編）						
	文書作成講座						
	シニア向けインターネット安全教室						
	表計算演習講座（表作成編）						
	プログラミング講座（午前開催）						
	プログラミング講座（午後開催）						
	表計算演習講座（カレンダー編）						
合計	延べ　62講座（実施　18講座、中止　44講座）	50回		141	141	365	365

事業概要シート

担当部名	福祉部	事業名	生きがいセンター維持管理事業費 生きがいセンター維持補修事業費
担当課名	介護福祉課		
担当係名	高齢者支援係	根拠法令・例規・要綱等	厚木市生きがいセンター条例（昭和59年３月29日条例第４号）
事業開始年度	昭和59年度		厚木市生きがいセンター条例施行規則（昭和59年３月30日規則第８号）

事業概要

目的	生きがいセンターの主な利用者である高齢者と障がい者が安全で快適に施設を利用できるよう、適正かつ効果的な維持管理等を行うことで、働く意欲のある高齢者が自己の経験や能力を生かし、仕事を通じて社会との連携を深めつつ、自己の生きがいを追求するほか、心身障がい者が仕事又は訓練を通じて社会参加と自立を図ることに寄与するものです。

関連子事業

No.	子事業名	事業概要	R4予算額
1	生きがいセンター維持管理事業	センターの維持管理	3,740
2	生きがいセンター維持補修事業	センターの維持補修（修繕等）	2,995
3	生きがいセンター改修事業	長寿命化改修に向けた設計委託（外部評価の対象外）	4,090
4			
5			
6			
7			
	合　　計		10,825

事業の効果	生きがいセンターの適切な維持管理等を行うことで、働く意欲のある高齢者が自己の経験や能力を生かし、仕事を通じて社会との連携を深めるとともに、心身障がい者が仕事又は訓練を通じて社会参加と自立を図ることができます。

事　業　の　コ　ス　ト　（親事業）

コスト	単位	令和2年度（決算）	令和3年度（決算見込み）	令和4年度（予算）
事業費	千円	7,629	5,660	6,735
人件費	千円	1,696	1,678	
経費総額	千円	9,325	7,338	

成果指標

指標名	シルバー人材センターの会員数及び就労者数
指標の説明	シルバー人材センターの会員数、受注件数及び延べ就労者数

	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
会員数	数	1,056	1,060	1,054	1,015
実就労者数	数	977	963	935	913
延就労者数	数	24,452	24,667	23,782	23,260
延就労者数/会員	件	25.0	25.6	25.4	25.5
前年比	%	―	100.4%	99.4%	96.3%

指標備考	前年比は会員数

成果指標の推移グラフ

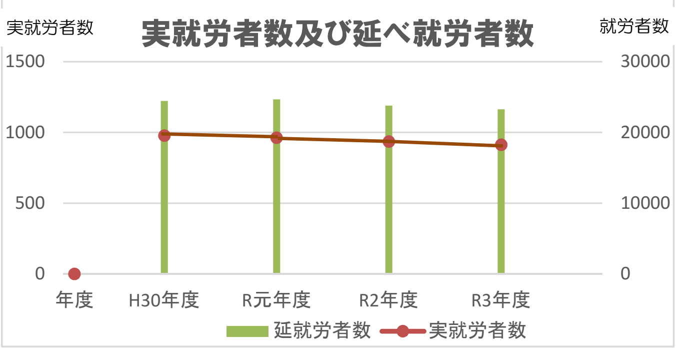

①市民要望 ②社会的要請 ③課題	①少子高齢化による高齢者人口が増加傾向にある中、定年後も働く意欲のある高齢者が経験と能力を発揮し、活躍できる環境や障がいを持つ方が仕事又は訓練を通じて社会参加を行うための就労環境の整備が求められていました。 ②当初、現役引退後の高齢者の活躍の場や障がいのある方の社会参加という社会的要請がありましたが、障害者地域作業所が民営化された現在においては、超高齢社会の進展に伴い、介護を必要とする方が増加しており、持続可能な介護保険制度のためには、介護予防が重要となっています。介護予防には、就労や地域活動、ボランティア、趣味サークルなど社会参加が効果的とされています。 ③施設の利用者は、原則、条例に定める施設利用者（市内に住所を有する60歳以上の者又は心身障がい者で15歳以上のもの）に限られていることから、３階の諸室利用の利用はあまりありません。今後は、使用許可を受け、日常的に使用している法人（厚木市シルバー人材センター及び障がい者団体）に留まらず利用者の範囲を拡大することや目的外利用など、施設の有効活用を図るための方策を検討する必要があります。
上記課題等への対応や見直しの方向性	①今後の生きがいセンターの有効活用に向けた方策（例：利用者の専用駐車場がないため、徒歩で利用できる施設周辺の住民に対し利用を促すこと等）の検討等、あらゆる角度から取り組む必要があります。 ②当初、障がい者地域作業所は、直営（運営は市）であったことから、障がい者の利用者数が一つの指標となっていましたが、平成23年４月以降は、民営（障がい者団体）による運営及び施設使用貸借に替わったことから、障がい者の利用数を指標に当てはめることが妥当でなくなりました。 ③生きがいセンターは建設から39年が経過し、屋根や外壁を始めとする施設の老朽化が進行していることから、目標耐用年数まで計画的に施設を使用するための長寿命化改修の実施に向けた検討を進めています。

1	子事業名	生きがいセンター維持管理事業

対象	厚木市生きがいセンター
事業詳細（実施内容・手法等）	【事業内容】 1　施設で使用する消耗品の購入（交換） 2　施設の光熱水費の支払い 3　施設賠償責任保険への加入 4　施設の清掃業務委託、警備業務委託、害虫防除委託を行います。

事　業　の　コ　ス　ト

	単位（千円）		令和２年度（決算）	令和３年度（決算見込み）	令和４年度（予算）
コスト	事業費		3,431	3,426	3,740
	人件費		848	839	
	経費総額		4,279	4,265	
	事業費財源内訳（千円）	財源	令和2年度（決算）	令和3年度（決算見込み）	令和4年度（予算）
		一般財源	476	519	819
		国県支出金	0	0	0
		市債	0	0	0
		その他	2,955	2,907	2,921
		総額	3,431	3,426	3,740

事業費内訳	【令和４年度予算のうち事業費の内訳】 （歳入） 一般財源　819千円 その他　2,921千円（行政財産使用料2,566千円、自動販売機電気使用料20千円、光熱水費負担金335千円） （歳出） 需用費　2,696千円（トイレットペーパー・蛍光灯・消火器等購入費105千円、光熱水費2,591千円） 役務費　9千円（施設賠償責任保険9千円） 委託料　1,035千円（清掃業務738千円、警備業務119千円、害虫防除業務等178千円）
直近３か年以内の事業見直しの有無とその内容	見直しの有無：無
関連事業	生きがいセンター維持補修事業 生きがいセンター改修事業費（長寿命化）

施　設　の　詳　細

生きがいセンター外観（正面入口から）

【施設情報】
1　アクセス　　小田急電鉄小田原線本厚木駅から徒歩約25分
　（厚木市松枝2-5-17）
2　敷地面積　　1,021.00㎡
3　延床面積　　1,576.99㎡
4　建築年度　　昭和58年度
5　施設構造　　鉄筋コンクリート造地下１階地上３階建
6　施設利用状況等　　１階：シルバー人材センター事務室等
　２階：障がい者団体作業所等
　３階：会議室１、会議室２、休憩室、調理室

事業概要シート

2	子事業名	生きがいセンター維持補修事業
対象	厚木市生きがいセンター	
事業詳細（実施内容・手法等）	【事業内容】 1　施設設備等修繕 　施設に附帯する設備等の緊急的な修繕を行います。 2　施設保守点検業務委託 　自家用電気工作物の保安業務、エレベーターの保守点検業務、自動扉の保守点検業務、 　空調機の保守点検業務、消防防災設備の保守点検業務委託を行います。	

事　業　の　コ　ス　ト

コスト	単位（千円）		令和２年度（決算）	令和３年度（決算見込み）	令和４年度（予算）
	事業費		4,198	2,234	2,995
	人件費		848	839	
	経費総額		5,046	3,073	
	事業費財源内訳（千円）	財源	令和2年度（決算）	令和3年度（決算見込み）	令和4年度（予算）
		一般財源	3,198	1,234	1,995
		国県支出金	0	0	0
		市債	0	0	0
		その他	1,000	1,000	1,000
		総額	4,198	2,234	2,995

事業費内訳

【令和４年度予算のうち事業費の内訳】
（歳入）
その他　1,000千円（行政財産使用料1,000千円）

（歳出）
修繕料　1,079千円（埋設ガス管修繕、空調機修繕、ドアストッパー修繕、自動扉修繕等）
委託料　1,916千円（昇降機保守点検660千円、自動扉装置保守点検61千円、空調機保守点検528千円
消防防災設備保守点検286千円、給排水設備保守点検79千円、電気工作物保安業務302千円）

直近３か年以内の事業見直しの有無とその内容	見直しの有無	無

関連事業	生きがいセンター維持管理事業 生きがいセンター改修事業費（長寿命化）

維持管理事業・維持補修事業の全体像

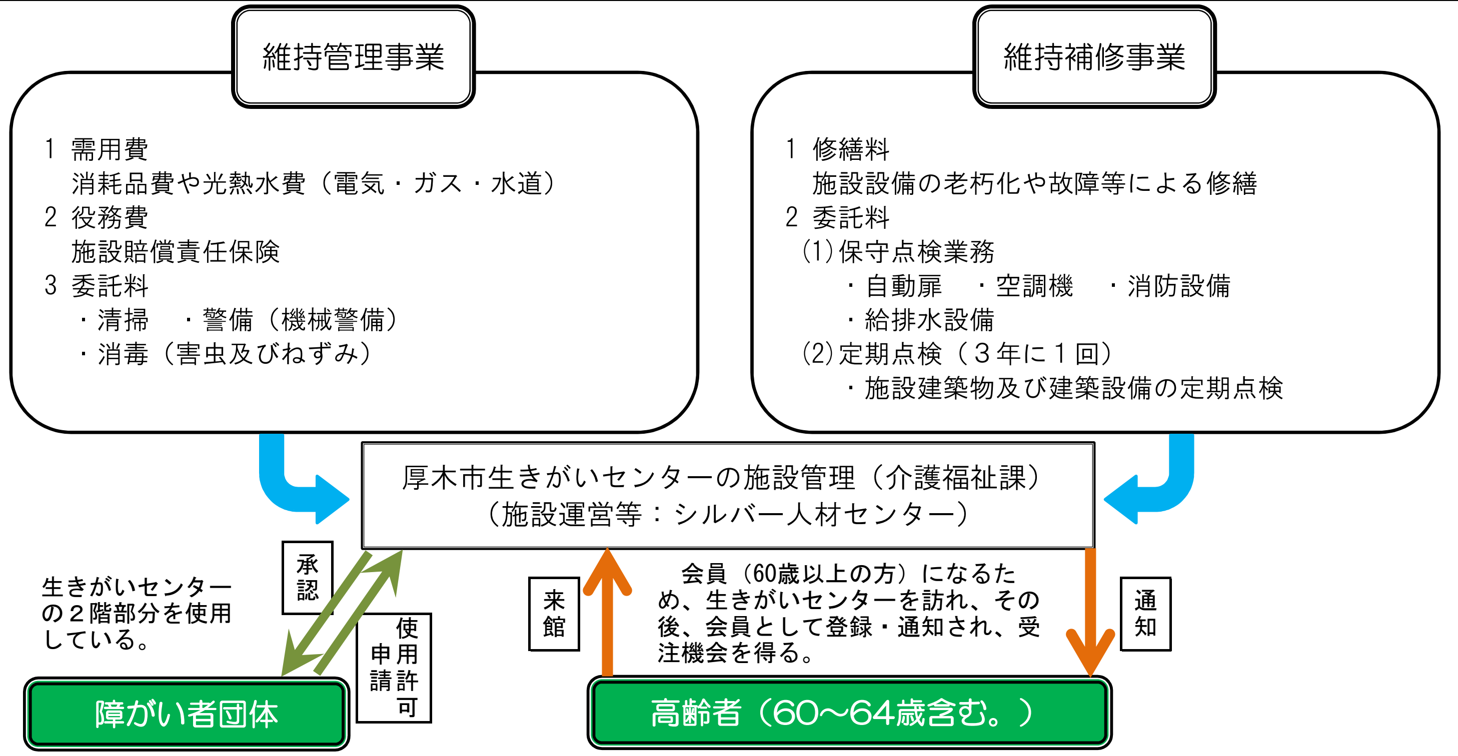

Q１	**生きがいセンターの設立目的は何か。**
Ａ１	働く意欲のある高齢者が自己の経験と能力を生かし、仕事を通して社会との連係を深め、生きがいを求めるための施設及び心身障害者が仕事又は訓練を通して社会参加と自立を図るための施設として設立されました。
Q２	**令和２年度から３年度にかけて高齢者の施設利用者が大きく増加した理由は。**
Ａ２	貸室利用は、シルバー人材センターの職員及び会員の方による理事会や各種委員会等の活動による利用となっています。 令和３年度の高齢者数が約 1,000 人増加している理由は、貸室利用者数を高齢者数として集計したことによるもので、これは、令和３年度に会議室について行政財産の目的外使用を承認し、貸室から除外となったためです。 なお、貸室利用者数について、令和２年度に大きく減少しているのは、コロナ禍において、委員会等の活動を自粛したことによります。
Q３	**貸室の利用状況は。**
Ａ３	生きがいセンターの貸室利用については、限定された方のみの利用（高齢者及び障がい者）であり、一般の方には貸出しをしていないため、広く周知はしていないことから、シルバー人材センターの職員や会員が３階の貸室（主に会議室）を利用する際に、申込書を提出しています。ただし、調理室は令和２年10 月以降、利用されていません。
Q４	**令和４年度の維持管理事業費が令和３年度に比べ増額になっている理由は。**
Ａ４	コロナ禍による定期的な換気などのため、特に夏場の電気使用量が多くなったことを受け、予算を増額したこと及び機械警備が今年度５月で長期継続契約が終了であったため、新たな機械警備を取り入れることになるため、予算を増額としました。